

金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改正案

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報告書(以下「取引報告書」という。)は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 (略)

1~3 (略)

四 顧客の指示に基づき、注文・清算分離行為(証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をいう。以下同じ。)が行われた取引であつて、清算執行会員等(同号に規定する清算執行会員等をいう。以下同じ。)が当該顧客に取引報告書を交付し、注文執行会員等(同号に規定する注文執行会員等をいう。以下同じ。)は取引報告書の交付を要しない旨を、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面による合意(別表第二において「三者間の合意」という。)をしているもの(注文執行会員等に係るものに限る。)

3~6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 (略)

1~10 (略)

現行

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第一に定めるところにより作成しなければならない。

2 (略)

1~3 (略)

(新設)

3~6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 (略)

1~10 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第六十五条第二項第二号に掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社に関する内閣府令第二十八条第一項に掲げる者を除く。)に対し、法第二十四条第八項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外國会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合、又は証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)。

く。)

別表第一（第十七条第一項関係）

書類の種類	記載事項
取引報告書	(略)

備考

一五 (略)

六 (略)

引 (三者間の合意をしているもの)を除く。)に係る手数料については、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領する手数料をそれぞれ記載する。この場合において、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」の記載を要しない。

七 三者間の合意をしているものについては、注文執行会員等は、作成することを要しない。

一注文伝票

帳簿の種類

記載内容

顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、額面、数量、受注日時、約定日時、単価、経過利子、受渡年月日、約定価格、受渡金額、取引対象通貨、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引(有価証券指數等先物取引をいう。以下この表において同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券才

一〇十 (略)

十一 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、決済の別」の記載をしない。

十二 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。

別表第十二（第四十六条第一項第三号関係）

別表第二（第十七条第一項関係）

書類の種類	記載事項
取引報告書	(略)

備考

一五 (略)

六 (新設)

(新設)

一注文伝票

帳簿の種類

記載内容

顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、額面、数量、受注日時、約定日時、単価、経過利子、受渡年月日、約定価格、受渡金額、取引対象通貨、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引(有価証券指數等先物取引をいう。以下この表において同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券才

一〇十 (略)

(新設)

別表第十二（第四十六条第一項第三号関係）

二 取引日記帳	
(略)	<p>プション取引及び選択付債券売買について は、権利行使期間、権利行使価格、ブット又 はコールの別、新規、権利行使、決済又は相 殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先 渡取引（有価証券先渡取引及び有価証券店頭 指数等先渡取引をい う。以下この表において同じ。）については、 受渡年月日（有価証券先渡取引については、 新規、決済又は解除の別）、有価証券店頭指數 等スワップ取引につ ては、取引期間及び受 渡年月日、有価証券店 頭オプション取引につ いては、権利行使期間、 オプションの行使によ り成立する取引の内容 及び対価の額、空売り である場合はその旨</p>
一 五 (新設)	

別表第十六（第四十六条第一項関係）

三 帳 顧客勘定元	(略)	一〇七 (略)	権利行使、決済の別」の記載を要しない。
八 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「委託手数料」については、清算執行会員等が顧客から直接受領した委託手数料を記載する。	九 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接委託手数料を受領した場合には、「顧客名」、「約諾書番号」、「借方」、「貸方」、「委託手数料」、「入出金」及び「差引残高」を記載する。	一〇七 (略)	

別表第十六（第四十六条第一項関係）

三 帳 顧客勘定元	(略)	一〇七 (略)	
八 (新設)	九 (新設)	一〇七 (略)	

(新設)

別表第十八（第四十六条第一項第七号関係）

帳簿の種類	記載事項	
一 証券仲介補助簿	委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金額の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又是有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引についての表示及び券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びカード分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価	記載要領等 一～六（略）
一 証券仲介補助簿	委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金額の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又是有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引についての表示及び券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びカード分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価	記載要領等 一～六（略）
八	注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。	記載要領等 七 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。

取引については、清算執行会員等が顧客に取引残高報告書を交付し、注文執行会員等は取引残高報告書の交付を要しない旨をあらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面により合意している場合には、注文執行会員等は、作成することを要しない。

別表第十八（第四十六条第一項第七号関係）

帳簿の種類	記載事項	
一 証券仲介補助簿	委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金額の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又是有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引についての表示及び券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びカード分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価	記載要領等 一～六（新設）
一 証券仲介補助簿	委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金額の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又是有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引についての表示及び券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びカード分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価	記載要領等 一～六（新設）
八	（新設）	（新設）

三 務に係る残高		二 証券仲介預 り明細簿	証券指數等先物取引を いう。以下この表において同じ。)について は、限月及び新規又は 決済の別、有価証券才 ブション取引及び選択 付債券売買について は、権利行使期間、権 利行使価格、ブツト又 はコールの別、新規、 権利行使、転売、買戻 し又は相殺の別、限月 及び対価の額又は選択 料、空売りである場 合にはその旨、注文・ 清算分離行為が行われ た取引に係る注文であ る場合には、その旨
(略)	(略)	一 四 (略)	五 注文・清算分離行為が行われた取 引に係る「金額」については、清算 執行会員等を委託証券会社とする登 録金融機関が顧客から直接受領した 「金額」を記載する。
八 一 七 (略)	六 注文・清算分離行為が行われた取 引については、注文執行会員等を委 託証券会社とする登録金融機関は、 顧客から直接金銭を受領した場合は「顧客名」、「入出金」、「金額」、「入 出金先の氏名又は名称」及び「残高 (金額)」を記載する。	一 四 (略)	

三 務に係る残高		二 証券仲介預 り明細簿	証券指數等先物取引を いう。以下この表において同じ。)について は、限月及び新規又は 決済の別、有価証券才 ブション取引及び選択 付債券売買について は、権利行使期間、権 利行使価格、ブツト又 はコールの別、新規、 権利行使、転売、買戻 し又は相殺の別、限月 及び対価の額又は選択 料、空売りである場 合にはその旨
(略)	(略)	一 四 (略)	
一 七 (新設)	(新設)	一 四 (新設)	

報告書

引に係る「金額」については、清算執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関が顧客から直接受領した金額を記載する。

九　注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接金銭を受領した場合は、「顧客名」、「入出金」、「金額」、「入出金先の氏名又は名称」及び「残高（金銭）」を記載する。

報告書

(新設)